

新型コロナウイルスの影響に係る事業者向け支援制度一覧  
 <令和3年度> (国・京都府・亀岡市)

令和3年7月7日 時点

※制度の変更及び不掲載の支援策がある場合がありますのでご容赦ください

最寄りの窓口

京都府南丹広域振興局 農商工連携・推進課 0771-23-4438  
 亀岡市 商工観光課 0771-25-5033  
 亀岡商工会議所 0771-22-0053

相談窓口

制度や申請方法

窓口の名称	概要	電話番号等
協力金コールセンター	新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の申請相談に対応する専用窓口	075-365-7780 (日・祝除く 9:30~17:30)
大規模施設等協力金コールセンター	京都府緊急事態措置協力金「特定大規模施設等への協力金」の申請相談に対応する専用窓口	075-252-1330 (日・祝除く 9:30~17:30)
京都府新型コロナウイルスガイドライン等コールセンター(特措法要請全般)	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく外出の自粛、イベント開催の自粛、施設の使用制限の要請等に対する府民や事業者の質問に答える相談窓口	075-414-5907 (平日9:00~17:00)
京都府テレワーク推進センター	テレワークの導入・定着に課題を抱える中小企業を支援するため、専門家による相談対応やテレワークの体験を実施。働き方改革やテレワーク推進に関するセミナーも開催	075-746-5252 (平日9:00~17:00)
中小企業雇用継続緊急支援センター	雇用調整助成金が速やかに給付されるよう京都府と京都労働局が連携し、申請アドバイスから申請受理までの一貫支援を行う窓口(京都テルサ内に設置)	075-692-3234 (平日9:00~17:00)
「京の飲食」安全対策向上事業コールセンター	CO2センサーによる継続的な測定・データ提供に協力いただける飲食店等を対象とした補助金等の申請相談に対応する専用窓口	075-256-8143 (日・祝除く 9:00~17:00) メール:kyotoanzen@bsec.jp

休業補償等

事業主が申請

支援策名	制度の概要	主な条件	電話番号等
府 京都府拡大防止協力金 (飲食店等) 【3/1~3/14分】	営業時間の短縮(午前5時から午後9時まで。酒類の提供は午前11時から午後8時まで)の要請にご協力いただいた企業・団体及び個人事業主に対して協力金を支給  ※4/5募集終了【受付終了】	支給額:1施設(店舗)につき、時短営業日数×4万円(3/1~3/14)  ・京都府内で飲食店、飲食店営業許可を受けている遊興施設を運営している者 ・要請期間(3月1日~3月14日)のうち、時短営業の協力開始日から、定休日等の店休日を除き、連続して時短要請に応じた者であること	・協力金コールセンター (新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事務局) 075-365-7780 (月~土 9:30~17:30)  ・大規模施設等協力金コールセンター 075-252-1330 (月~土 9:30~17:30)
府 京都府緊急事態措置協力金 (4/25~5/11分) (5/12~5/31分) (6/1~6/20分)	休業要請・時短要請に応じた飲食店、喫茶店、遊興施設(カラオケ等)、百貨店等の大規模施設等に対する協力金を支給  ※申請期間 【飲食店等】(4/25~5/11分、5/12~5/31分) 6/7~7/8 (6/1~6/20分)7/1~8/2  【特定大規模施設運営業者】6/28~7/19 【テナント事業者等】6/28~8/2	支給額: 【飲食店等】 中小:売上額に応じ、1日4~10万円 大:売上高減少額に応じ1日最大20万円 ※中小でも売上減少額方式の選択可  【飲食店以外】特定大規模施設等 ・特定大規模施設 1000㎡毎に20万円/日・施設 ・テナント事業者等 100㎡毎に2万円/日・店舗 ※休業要請または時短要請に応じた場合で上記の支給額の算定方法が異なる	
府 新型コロナウイルス感染症 拡大防止協力金 【6/21~7/11分】	営業時間の短縮の要請に応じた飲食店、喫茶店、遊興施設で、食品衛生法における飲食店営業の許可等を受けている店舗に対する協力金を支給  ※申請受付:要請期間終了後	支給額: 【飲食店等】中小、大企業の別や計算方式による要件に応じて1日2.5万円~20万円	
国 緊急事態宣言の影響緩和 に係る一時支援金 (飲食店の取引業者等)	2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、1~3月の売上高が対前年又は前々年比売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等に、「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金」を給付 ※募集締切 5/31【受付終了】	給付額:前年又は前々年の対象期間の合計売上ー2021年の対象月の売上×3ヶ月 上限額:中小法人 60万円 個人事業者 30万円	
国 緊急事態宣言の影響緩和 に係る月次支援金 (飲食店の取引業者等)	飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けて売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の事業継続及び立て直しを支援 ※申請期間 4・5月分:6/16~8/15 6月分:7/1~8/31	給付額:前年又は前々年の基準月の売上ー2021年の対象月の売上 上限額:中小法人 20万円/月 個人事業者 10万円/月	

休業補償等

事業主が申請

<p>国</p> <p>雇用調整助成金 (コロナ特例)</p>	<p>新型コロナの影響により事業活動の縮小を余儀なくされ、従業員の雇用維持を図るため、労使協定に基づき、雇用調整(休業)を実施する雇用保険適用事業主に助成(新規採用など継続雇用期間が6か月未満の労働者や雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象) ※申請期限:支給対象期間最終日の翌日から2か月以内</p>	<p>助成額:労働者1人1日につき上限15,000円 助成率:中小4/5 大企業2/3 ※解雇を行わない場合、中小9/10 大企業3/4(一定の条件を満たす場合は10/10) ※教育訓練を実施した場合は加算措置</p>	<p>雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999 京都労働局助成金センター 075-241-3269 雇用調整助成金専用番号 075-256-8339 中小企業雇用継続緊急支援センター 社 労士無料相談 075-692-3234(予約専用番号)</p>
<p>国</p> <p>母性健康管理措置による 休暇取得支援助成金 (妊娠中の女性の休暇) 【令和2年度分】</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、妊娠中の女性労働者が取得できる有給休暇制度(賃金相当額の6割以上を支払)を整備し、労働者に周知し、当該休暇を合計20日以上労働者に取得させた事業主に支給 ※申請期限 5/31【受付終了】</p>	<p>助成額:労働者1人につき25万円~100万円(1事業所あたり20人まで) ※有給休暇の取得日数による</p>	<p>京都労働局雇用環境・均等室 075-241-0504</p>
<p>国</p> <p>母性健康管理措置による 休暇制度導入助成金</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、妊娠中の女性労働者が取得できる有給休暇制度(賃金相当額の6割以上を支払)を整備し、労働者に周知し、当該休暇を合計して5日以上取得させた事業主に支給 ※申請期限 R4.2/28</p>	<p>助成額:1事業場につき1回限り15万円 ※令和3年4月1日から令和4年1月31日までの間に、当該休暇を合計して5日以上労働者に取得</p>	
<p>国</p> <p>両立支援等助成金 (母性健康管理措置による 休暇取得支援コース)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、妊娠中の女性労働者が取得できる有給休暇制度(賃金相当額の6割以上を支払)を整備し、労働者に周知し、当該休暇を合計20日以上労働者に取得させた事業主に支給 ※申請期限 【令和2年度分】 5/31【受付終了】 【令和3年度分】 R4.2/28</p>	<p>助成額:対象労働者1人につき28.5万円(1事業所あたり5人まで)</p>	
<p>国</p> <p>小学校等休業等対応支援金 (委託を受けて個人で仕事をする方)</p>	<p>新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなっている子育て世代を支援 ※申請期限 仕事ができなかった日がR3.1/1~3/31→6/30締切【受付終了】</p>	<p>助成額:仕事ができなかった日 1日につき7,500円(定額)</p>	<p>学校等休業助成金・支援金 コールセンター 0120-60-3999 (全日 9時~21時)</p>

休業補償等

事業主が申請

<p>国</p> <p>小学校休業等対応助成金 (休暇取得支援)</p>	<p>新型コロナの影響による臨時休校等に伴い、子どもの世話を行う必要が生じた労働者に対し、労基法上の有給休暇とは別途、賃金全額支給の休暇を取得させた事業主に助成 ※申請期限 休暇取得日がR3.1/1～3/31分→6/30締切</p>	<p>助成額:労働者1人1日につき 上限<b>15,000円</b> 助成率:<b>10/10</b></p>	<p>学校等休業助成金・支援金 コールセンター 0120-60-3999 (全日 9時～21時)</p>
<p>国</p> <p>産業雇用安定助成金</p>	<p>新型コロナの影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合、出向元と出向先双方の事業主が負担する出向運営経費(賃金、教育訓練、調整経費)や出向初期経費への助成 ※申請締切 支給対象期末日の翌日から2か月以内</p>	<p>【出向運営経費】 上限 <b>12,000円/日</b>(出向元・出向先の合計) 助成率 中小<b>9/10、4/5</b>(※条件による) 中小以外<b>3/4、2/3</b>(※条件による) 【出向初期経費】 助成額 <b>10～15万円/人</b></p>	
<p>国</p> <p>新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金 (休業手当未支給支援)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により休業させられた労働者のうち、休業期間中に賃金(休業手当)を受けることができなかった方に、当該労働者の申請により支給 ※被保険者でない方も対象</p>	<p>支給額:休業前賃金の※80%×休業日数 ※対象者や休業期間により60% 上限額:<b>11,000円</b>(日額) ※申請期限 中 小 7/31(R2.10月～R3.4月) 9/30(R3.5～6月) 10/31(R3.7月) 大企業 7/31(R2.4月～6,R3.1月～4月) 9/30(R3.5～6月) 10/31(R3.7月)</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター 0120-221-276 月～金 8:30～20:00 土日祝 8:30～17:15</p>
<p>国</p> <p>両立支援等助成金 (介護離職防止支援コース(新型コロナウイルス対応特例))</p>	<p>新型コロナウイルス感染症への対応として、家族の介護を行う必要がある労働者が育児・介護休業法に基づく介護休暇とは別に、特別な有給休暇を付与して、介護を行えるような取組を行う中小企業事業主に助成 ※申請期間:支給要件を満たした翌日から起算して2ヶ月以内</p>	<p>支給額:休暇取得日数合計が 5日以上10日未満:<b>20万円</b> 10日以上:<b>35万円</b> (1事業主当たり5名まで)</p>	<p>京都労働局雇用環境・均等部 075-275-8087</p>
<p>国</p> <p>両立支援等助成金 (育児休業等支援コース)</p>	<p>小学校等の臨時休業等により子どもの世話をする労働者のために有給休暇制度及び両立支援制度を整備し、有給休暇の利用者が生じた中小企業事業主に支給 ※申請期間:支給要件を満たした翌日から起算して2ヶ月以内</p>	<p>支給額:対象労働者1人あたり<b>5万円</b>(10人まで 上限<b>50万円</b>)</p>	

京都府新型コロナウイルス感染症対応資金(実質無利子・無担保) ※R2.5/1~R3.3/31保証申込受付分(ただし、R3.5/31までに融資実行が必要)

融資限度額:6,000万円

- ①個人事業主:売上5%減少 → 利率:無利子(3年間)、保証料:負担無
- ②小・中規模事業者:売上5%減少 → 利率:0.9%、保証料:保証料1/2
- ③小・中規模事業者:売上15%減少 → 利率:無利子(3年間)、保証料:負担無

府	危機関連保証 (15%以上減少)	融資限度額:普通保証とセーフティネット保障とは別枠で、有担保2億、無担保0.8億 利率:1.1%(借換は1.7%) 融資期間:10年以内(据置2年以内) ※適用期間:~12/31	新型コロナの影響で売上高が前年同月比15%以上減少している	金融機関 各支店 認定書発行 亀岡市商工観光課 0771-25-5033 南丹市商工課 0771-68-1008 京丹波町にぎわい創生課 0771-82-3809
府	セーフティネット保証4号 (20%以上減少)	融資限度額:普通保証とは別枠で、有担保2億、無担保0.8億 利率:0.9% 融資期間:10年以内(据置2年以内) ※適用期間:~9/1	新型コロナの影響で売上高が前年同月比20%以上減少している	
府	セーフティネット保証5号 (5%以上減少)	融資限度額:普通保証とは別枠で、有担保2億、無担保0.8億 利率:1.2% 融資期間:10年以内(据置2年以内) ※適用期間:~12/31<業種指定>	新型コロナの影響で売上高が前年同月比5%以上減少している	
府	伴走支援型経営改善おうえん 資金	融資限度額:4000万円 利率:1.1%(固定)	新型コロナの影響を理由に、セーフティネット保証4号、5号(売上高15%以上)又は危機関連保証の市町村の認定を受け、経営改善計画を策定	商工組合中央金庫相談窓口 0120-542-711
商工会	商工中金・危機対応融資 (5%以上減少)	貸付額:6億円以内 返済措置:5年以内 償還期間:20年以内(設備)/15年以内(運転)	新型コロナの影響で最近1ヶ月の売上高又は過去6ヶ月の平均売上高が、前3年いずれかの同期比5%以上減少している	
国	新型コロナウイルス特別貸付 (5%以上減少)	貸付額:別枠6億円以内(中小企業) 別枠8千万円以内(国民事業) 返済措置:5年以内 償還期間:20年以内(設備)/15年以内(運転)	新型コロナの影響で最近1ヶ月の売上高または過去6か月の平均売上高が前3年いずれかの同月比5%以上減少している	日本政策金融公庫・事業資金相談ダイヤル (平日)0120-154-505 (土) 0120-112-476(国民事業) 0120-327-790(中小事業)
国	新型コロナウイルス特別貸付 (生活衛生事業者向)	融資額:別枠8,000万円以内 返済措置:5年以内 償還期間:20年以内(設備)/15年以内(運転)	①生活衛生関連の事業を営んでいる ②新型コロナの影響で最近1ヶ月の売上高または過去6か月の平均売上高が前3年いずれかの同月比5%以上減少している	
国	衛生環境激変対策対応融資 (旅館業 飲食店営業 喫茶店営業)	融資額:別枠1,000万円以内 (旅館業は別枠3,000万円) 返済措置:2年以内 償還期間:7年以内(運転)	①旅館業、飲食店、喫茶店を営んでいる ②新型コロナの影響で最近1ヶ月の売上高が前年または前々年同月比10%以上減少し、今後も減少が見込まれる ③中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる	

国	<b>新型コロナウイルス対策 マル経融資 (5%以上減少・商工会等の経営指導)</b>	融資額:別枠1,000万円以内 返済措置:4年以内(設備)/3年以内(運転) 償還期間:10年以内(設備)/7年以内(運転)	①新型コロナの影響で最近1ヶ月の売上高又は過去6か月の平均売上高が前3年のいずれかの同月比5%以上減少 ②商工会議所・商工会の実施する経営指導を受けており、商工会議所等の長の推薦が必要	日本政策金融公庫京都支店 亀岡商工会議所 0771-22-0053 南丹市商工会 0771-42-5380 京丹波町商工会 0771-82-0575
---	---	--	---	--

		支援策名	制度の概要	主な条件	電話番号等
事業主が申請 猶予など	国	国税納付の相談窓口 (納税の猶予)	国税の猶予制度は、一時に納税をすることにより事業の継続や生活が困難となることや、災害で財産を損失した場合などの特定の事情があるときは、税務署に申請することで、最大1年間、納税が猶予される制度	猶予の制度 ①換価の猶予、②納税の猶予 ※納税の方法は、猶予の種類により、(1)1年間据え置かれる場合、(2)猶予期間中に分割納付をする場合があります。分割納付をする場合は、納税者の資力に応じて対応 →所轄の税務署に相談	園部税務署 0771-62-0340
	府	府納税証明書交付 (手数料の免除)	新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置を受けたこと等により、貸付や融資、助成金等の支援制度等を利用する際に必要となる納税証明書の交付手数料を免除	期間:令和2年4月30日～令和3年6月30日 ※期間中に手数料を納めて納税証明書を請求したものについては還付あり	南丹広域振興局税務課 0771-22-0330
	府	府税納付の相談窓口 (納税の猶予)	新型コロナウイルス感染症の影響により府税を一時に納付することが困難な場合、申請により納税を猶予することができる場合がある	対象者: ①コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業を行ったことにより、備品が故障した又は棚卸資産を廃棄した場合 ②納税者又はその生計を一にする親族がコロナウイルスに罹患した場合 ③コロナウイルス感染症の影響により予約キャンセルが相次いだ等の理由により、事業を休廃止した場合 ④コロナウイルス感染症の影響で、収入の減少により、著しい損失を受けた場合 等	
	市	市各種証明書発行 (手数料の免除)	新型コロナウイルス感染症に関する融資、貸付、給付、補助金などの手続きに必要な各種証明書の交付手数料を免除	令和2年5月20日～ 手数料を免除する証明書 住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、所得・課税証明書、納税証明書など	亀岡市市民課 0771-25-5019 亀岡市税務課 0771-68-0004
	市	水道料金の支払相談 (水道料金の猶予)	新型コロナウイルスの感染症拡大に伴い、一時的に水道料金などの支払いが困難な事情がある事業者に対して、支払方法などの相談		亀岡市上下水道お客様センター 0771-25-6702

		支援策名	制度の概要	主な条件	電話番号等
国	GoToトラベルキャンペーン ※利用中断中	新型コロナウイルス感染症の拡大に影響を受けた観光地での消費喚起として、旅行・宿泊商品の35%の割引と旅行先の土産物店や飲食店等で使用可能なクーポン(旅行代金の15%相当額)を発行するもの	登録対象 ①旅行割引:感染予防策に取り組む旅行者、宿泊業者等 ②クーポン取扱店舗:感染予防策に取り組む土産物店、飲食店、交通機関等 ※対象施設登録 受付中	GoToトラベル事務局 0570-017-345 (10:00~19:00 年中無休)	
		GoTo Eatキャンペーン ※利用自粛中	新型コロナウイルス感染症の拡大に影響を受けた飲食店に対する需要喚起として、25%のプレミアム付き食事券の発行及びオンラインでの飲食予約者にポイント付与するもの	対象飲食店: 京都会議が交付する「ガイドライン推進宣言事業所ステッカー」を貼付けている飲食店のうち、食事券取扱店舗に登録した店舗 ※利用店舗登録 受付中	京都GoToEat事務局 075-276-4051 (平日9:30~17:30)
京都会議※	ガイドライン推進宣言事業所ステッカー	新型コロナウイルス感染症の拡大予防に向けたガイドラインを遵守し、感染拡大防止や衛生対策等に取り組む事業者の「見える化」を図るため、「ガイドライン推進宣言事業所ステッカー」を交付 ※「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進京都会議」 京都商工会議所、京都工業会、京都経済同友会、京都経営者協会、京都府中小企業団体中央会、京都府商工会連合会、京都府観光連盟、京都市観光協会、京都府、京都市で構成	1 各事業者がガイドラインに基づいて感染症拡大防止に取り組むことを自ら宣言・実施 2 各事業者が以下のいずれかの方法でステッカーを入手 ①経済団体等の窓口へ申込書を提出(提出先)各商工会議所・商工会、(一社)京都経営者協会、(一社)京都経済同友会、(公社)京都工業会、京都府中小企業団体中央会、(公社)京都府観光連盟、(公社)京都市観光協会 ②京都会議HPから申込( <a href="https://www.kyotokaigi.com">https://www.kyotokaigi.com</a> )	京都府新型コロナウイルスガイドライン等コールセンター 075-414-5907  <ステッカー交付窓口> 亀岡商工会議所、南丹市商工会、京丹波町商工会	
府	CO2濃度モニタリング協力店登録 (「京の飲食」安全対策向上事業)	感染リスク要因の一つである「換気の悪い密閉空間」とならないよう京都府が実施するCO2濃度モニタリング事業に協力する飲食店等を登録	・適切に換気等の措置を行い、店舗内のCO2濃度を測定するCO2センサーによる継続的な測定・分析に協力する飲食店等を登録 ・府ホームページに掲載するとともに、店舗貼付用のステッカーを交付	「京の飲食」安全対策向上事業コールセンター 075-256-8143 (月~土 9時~17時)	
府	WEB企業説明会	オンラインミーティングシステム「Zoom」を活用し、どこにいてもスマホ又はPCさえあれば参加できるライブ中継の企業説明会を開催	・開催スケジュールは、下記URL参照 <a href="https://www.pref.kyoto.jp/jobpark/web.kigyosetumeikai.html">https://www.pref.kyoto.jp/jobpark/web.kigyosetumeikai.html</a> ・参加方法は、京都府中小企業人材確保・多様な働き方推進センターへ依頼	京都府中小企業人材確保・多様な働き方推進センター 075-682-8948	
府ほか	短期雇用シェアリングモデル事業	出向や兼業・副業の支援等により、一時的に休業・業務縮小をする企業と人手不足企業の従業員シェアを促進	対象: ①人手不足で兼業・副業等での短期就業でも人材を受け入れたい企業 ②この制度を使って、雇用の維持を図りたい企業 ③兼業や副業で、他の企業で働きたい休業求職者の方	短期雇用シェアリング事務局 075-606-1443 (平日9時~17時) メール: koyosuishin@pref.kyoto.lg.jp	
府	京都ジョブパークオンラインセミナー	WITHコロナに対応したWEB研修環境を提供し、企業の従業員に対する教育訓練の機会、企業の人材育成や定着の取組をサポート	企業研修向け動画配信 京都ジョブパークオンラインセミナー HP: <a href="https://kjp-skillup.jp/">https://kjp-skillup.jp/</a>	京都ジョブパークオンラインセミナー 075-585-3301	
市	オンライン企業説明会参加促進補助金	事業者がオンラインでの企業説明会に参加する際に要する経費の一部について補助金を交付	オンライン企業説明会への参加料、登録料など補助対象経費の2/3、上限10万円 ※年度内に1企業1回を上限とする	亀岡市商工観光課 0771-25-5033	

その他

コロナ対策（補助金）

事業主が申請

支援策名	制度の概要	主な条件	電話番号等
府独自 CO2濃度データ提供協力金・機器整備補助金（「京の飲食」安全対策向上事業）	「CO2モニタリング協力店」に対し、 ①【CO2濃度データ提供協力金】CO2濃度モニタリング事業への協力金を交付 ②【機器整備補助金】CO2センサーや換気機器、飛沫防止装置等の整備に係る費用を補助 ※募集期間 5/7～8/31【再延長】	対象：飲食店・喫茶店（商店街・ショッピングモール等追加） 【CO2濃度データ提供協力金】 Aコース：3万円 Bコース：5万円 【機器整備補助金】補助率：3/4以内 上限 Aコース20万円 Bコース30万円	「京の飲食」安全対策向上事業コールセンター 075-256-8143 （月～土 9時～17時） メール：kyotoanzen@bsec.jp
府独自 宿泊施設事業継続緊急支援事業補助金	府内の宿泊事業者が実施する新型コロナウイルスの感染拡大防止の取組や、新しい生活様式に基づくコンテンツ開発、新たな需要に対応した施設改修等に対して、必要経費の一部を補助 ※募集期間 6/16～7/21	①感染拡大防止等支援事業（R2.5/14以降の取組が対象） 上限：500万円 補助率：1/2 ※施設規模に応じた限度額あり ②戦略的投資支援事業（R3.6/16以降の取組が対象） 上限：750万円 補助率：3/4 ※①②を併用する場合の上限額は750万円	京都府宿泊施設事業継続緊急支援事業補助金事務局 050-3033-0172 （平日9:30～17:30）
府独自 危機克服緊急連携支援補助金	新型コロナウイルス感染症拡大の長期化によって、売上減少など事業継続の危機に瀕する企業等が、深刻な局面を打開するために連携して行う新たな事業を支援する補助金 ※募集期間 7/7～8/6	対象：新たな事業を共同で行う2以上の企業等による“新しい”企業等グループ 又は組合 ※以下の2補助金を受けていないこと（①新型コロナウイルス対策企業等緊急応援補助金（R2年4月補正）、②「観光・伝統・食関連」産業連携事業緊急支援補助金（R3年2月補正）） 上限：最大500万円／グループ 補助率：2/3以内	危機克服緊急連携支援補助金センター 075-315-1039 （平日：9:00～17:00）
府独自 企業連携型ビジネス創出支援事業	市場や産業構造の変化に対応するため、業種の垣根等を越えた企業グループの形成から新ビジネスの創出に至るまでの取組を支援 ※募集締切 第1次【受付終了】 第2次 7/1～8/27	対象：2社以上の企業グループ 上限：1,000万円（コースによる） 補助率：1/2以内 （設備等経費は15%以内）	（公財）京都産業21 075-315-9425 075-708-3063 南丹広域振興局 農商工連携・推進課 0771-23-4438
府独自 小規模企業等経営基盤強化支援事業	WITH・POSTコロナ時代の社会経済環境に対応するための部材の内製化や販売方法の見直しなどにつながる経費 ※募集締切 5/31【受付終了】	対象：中小企業者・小規模企業 上限：500万円 補助率：1/2以内 （設備等経費は15%以内）	亀岡商工会議所 南丹市商工会 京丹波町商工会 南丹広域振興局 農商工連携・推進課
府独自 「産学公の森」推進事業	社会課題の解決に寄与する新たなビジネス創出を図るため、産学公による新たな成長産業を創生する取組を支援 ※募集締切 5/31【受付終了】	対象：府内に拠点を有する中小企業を代表企業とする産産・産学連携グループ 上限：5,000万円（コースによる） 補助率：1/2以内 （設備等経費は15%以内）	（公財）京都産業21 075-315-9425 南丹広域振興局 農商工連携・推進課 0771-23-4438
府独自 多様な働き方推進事業費補助金（テレワークコース）	人材確保・定着の促進を目的として、仕事と生活の両立に向け、テレワークの導入及び利用促進に取り組む中小企業者等に対し、その経費の一部を助成 ※募集期間 4/28～12/28	対象：子育て環境日本一に向けた職場づくり行動宣言において従業員に対して宣言をし、府内の事業所に勤務する従業員に対して1か月に4回以上新たにテレワークを実施するために行う事業（サテライトオフィス設置、テレワーク導入の通信機器整備、社内規則の整備、研修実施など） 上限：50万円 補助率：中小企業等1/2以内 小規模企業2/3以内	京都府テレワーク推進センター 075-746-5252 （平日9時～17時）

コロナ対策（補助金）

事業主が申請

<p>府独自</p> <p>中小企業事業引継ぎ支援事業補助金</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、事業譲渡や廃業・縮小等の意向を持つ府内中小企業者に対し、円滑な経営統合等に要する経費（必要となる就業規則、経営管理システムの再編など円滑な経営統合等に資する取組）を支援</p> <p>募集期間：4/26～11/1</p>	<p>対象：①引継ぎ後も常時使用する従業員の雇用維持、事業拠点を府内に維持・確保 ②R.2.4/1～R.4.1/31までに譲渡側・譲受側間で株式譲渡契約または事業譲渡契約を締結</p> <p>上限：50万円（10件程度） 補助率：1/2以内</p>	<p>京都中小企業事業継続・創生支援センター 075-315-8897 e-mail:keizoku@ki21.jp</p>
<p>国</p> <p>中小企業等事業再構築促進事業</p>	<p>ポストコロナ・ウィズコロナ時代に対応するため、コロナ以前から10%（特別枠は30%）以上売上高が減少している中小企業等が、新分野展開や業態転換等の事業再構築に支援</p> <p>※一次公募採択結果：6/18公表 ※二次公募 5/20～7/2</p>	<p>対象：中小・中堅企業 補助額：100万円～1億円 補助率：（中小）2/3、（中堅）1/2</p> <p>&lt;特別枠&gt; 補助額：100～1500万円 補助率：（中小）3/4、（中堅）2/3</p>	<p>コールセンター（制度全般） 0570-012-088 03-4216-4080 （電子申請のサポートセンター） 050-8881-6942</p>
<p>国</p> <p>人材確保等支援助成金（テレワークコース）</p>	<p>良質なテレワークを新規導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげる中小企業事業主を支援（助成の取組）</p> <p>①就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更 ②外部専門家によるコンサルティング ③テレワーク用通信機器の導入・運用 ④労務管理担当者に対する研修 ⑤労働者に対する研修</p>	<p>【機器等導入助成】 上限：テレワーク実施対象労働者1人あたり20万円（上限100万円） 補助率：30%</p> <p>【目標達成助成】 上限：テレワーク実施対象労働者1人あたり20万円（上限100万円） 補助率：20%（一定の要件を満たせば35%） ※提出期限 実施予定日の1か月前の前日</p>	<p>京都労働局雇用環境・均等室 075-241-3212</p>
<p>国</p> <p>新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース・ 新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた方で、離職期間が3か月を超え、かつ就労経験のない職業に就くことを希望する求職者を、無期雇用契約へ移行することを前提に、一定期間試行雇用（トライアル雇用）を行う事業主に対して助成</p> <p>※トライアル雇用等期間が終了した日から2か月以内に提出</p>	<p>1)新型コロナウイルス感染症対応トライアルコース 求職者が〈常用雇用〉（所定労働時間が30時間/週以上の無期雇用）を希望 支給額（月額）最大4万円（最長3か月）</p> <p>2)新型コロナウイルス感染症対応短時間トライアルコース 求職者が〈常用雇用（短時間労働）〉（所定労働時間が20時間～30時間未満/週の無期雇用を希望 支給額（月額）最大2.5万円（最長3か月）</p>	<p>ハローワーク園部 0771-62-0246</p>
<p>市</p> <p>新型コロナウイルス感染防止環境整備補助金</p>	<p>不特定多数が集まる来客型の店舗等において、加湿・換気を適切に行えるように店内環境を整備する経費を一部支援</p>	<p>対象期間 令和3年1月14日～令和4年1月31日</p> <p>ア：加湿、換気、抗菌に関するもの 購入費の2/3、上限3万円/1店舗</p> <p>イ：CO2濃度・湿度の計測に関するもの 購入費の2/3、上限2万円/1店舗</p> <p>ウ：体温計測に関するもの 購入費の2/3、上限3万円/1店舗</p> <p>エ：電動非接触型消毒液ディスペンサー、 アクリル板等の購入設置に関するもの 購入費の2/3、上限3万円/1店舗</p>	<p>亀岡市商工観光課 0771-25-5033</p>
<p>市</p> <p>新型コロナウイルス特別雇用支援補助事業</p>	<p>新型コロナウイルス感染症を理由に失業した市民を新たに雇用する事業主に対して補助金交付</p>	<p>対象者令和2年1月1日以降に離職した者であって令和元年12月31日時点で就業していた者など</p> <p>・正規雇用 20万円/人 ・非正規雇用 10万円/人 ※1事業者あたり上限100万円</p>	<p>亀岡市商工観光課 0771-25-5033</p>

支援策名	制度の概要	主な条件	電話番号等
府独自 京都エコノミックガーデニング支援強化事業	自社独自の強みを活かし、新商品・新サービス・新ビジネスモデル等の開発、新分野進出等の事業に取組に助成（事業計画の策定、製品開発、販路開拓、設備投資に係る必要な経費） ※募集期間 6/1～7/30	対象：独自の強みを活かし、新商品・新サービス等の開発、新分野進出等の事業に取り組む中小企業 上限：3,000万円（コースによる） 補助率：1/2以内（設備等経費は15%以内）	（公財）京都産業21 事業成長支援部 企業支援グループ TEL:075-315-9425 FAX:075-315-8926 e-mail:sangaku@ki21.jp
府独自 中小企業共同型ものづくり支援事業（シェアリング事業）	IoT技術等を活用し、ものづくり中小企業同士の情報・工作機械等共有化の実践またはサポートによって、生産性、競争力向上を図るための取組を支援 ※募集期間 6/1～7/30	対象：府内に拠点を有する中小企業グループ、府内に拠点を有する中小企業・組合等 コース：(1)計画策定コース (2)シェアリング実践コース 上限：(1)5,000万円、(2)3,000万円 補助率：1/2以内	
府独自 次世代地域産業推進事業	iPS細胞、AI、脳科学、ロボット等の先端技術の研究開発の事業化のため、ビジネスモデルの策定等、研究計画から事業化計画への転換・促進を図るための取組を支援 ※募集期間 6/1～7/30	対象：中小企業1社をグループ代表企業とし、大学等研究機関が1者以上参画する産学連携グループ 上限：1,000万円 補助率：1/2以内	
府独自 AI活用人材等育成支援補助金	AIを活用した生産性向上による社内改革に取り組む府内中小企業を支援[AIの活用による生産性向上に資する人材育成(1事業者につき1名に限る)を行う事業] ※募集期間 4/16～R4.1/31(予算の範囲内で交付終了となる場合があります)	対象：中小企業(ものづくり産業、観光関連産業、建設業) 対象経費：AIの活用に関する知識等を習得させるための研修または訓練の受講料 上限：30万円 補助率：10/10以内	京都府商工労働観光部人材育成課 075-414-5134
府独自 多様な働き方推進事業費補助金 (子育てに優しい職場づくりコース)	従業員の仕事と家庭の両立に向け「多様な働き方」を推進する中小企業等に助成 ※募集期間 4/28～12/28	対象：①社内制度の整備、施設整備、機器、ソフトの導入など ※「子育て環境日本一に向けた職場づくり行動宣言」を行うことが必要 上限：50万円 補助率：1/2以内 小規模企業2/3以内 (共同事業実施の場合) 上限：100万円 補助率：2/3以内	京都府労働政策課(子育て企業サポートチームスーパーバイザー) 075-414-5085
府独自 就労環境改善サポート補助金	労働者災害補償保険の適用事業場で、京都府社会保険労務会が実施する就労環境改善サポートアドバイザーの派遣を受け、長時間労働の是正や年次有給休暇の取得推進、就労環境改善等の取組に助成 ※申請期間(前期) 5/25～【受付終了】 (後期)10/20～12/10 前期分は予算額に達し、6/23受付終了	対象：就業規則等の作成・見直し、長時間労働是正のための設備導入、就労環境改善のための設備導入 上限：20万円 補助率：1/2以内	京都府中小企業団体中央会 075-708-3701

設備投資・販路開拓（補助金）

事業主が申請

<p>国</p> <p>生産性革命推進事業 ①ものづくり補助金（一般型）</p>	<p>中小企業者等が行う新製品・サービス開発や生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な設備・システム投資等を支援</p> <p>※7次公募 申請6/3～8/17</p>	<p>対象:中小企業者、組合、特定非営利活動法人 上限:1000万円(一般型)、3000万円(グローバル展開型) 補助率:[通常枠]中小1/2、小規模2/3 【低感染リスク型ビジネス枠】補助率:2/3 要件:以下を満たす3～5年の事業計画の策定及び実行 ・付加価値額 +3%以上/年 ・給与支給総額+1.5%以上/年 ・事業場内最低賃金≧地域別最低賃金+30円</p>	<p>生産性革命推進事業コールセンター 03-6837-5929</p> <p>①ものづくり補助金事務局 050-8880-4053</p>
<p>国</p> <p>生産性革命推進事業 ②持続化補助金（一般型）</p>	<p>小規模事業者の販路開拓等のための取組を支援(地域の商工会 または商工会議所の助言等を受けて経営計画の作成が必要)</p> <p>※募集締切 5次:6/4、6次:10/1 7次:R4.2/4</p>	<p>対象:小規模事業者等 上限:50万円 補助率:2/3 ※上記に加え、創業事業者の特例(上限100万円の引上げ)</p>	<p>②持続化補助金（一般型） 亀岡商工会議所0771-22-0053 南丹市商工会0771-42-5380 京丹波町商工会0771-82-0575</p>
<p>国</p> <p>生産性革命推進事業 ②持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）</p>	<p>経営計画を作成して取り組む、ポストコロナを踏まえた「感染防止のための対人接触機会の減少」と事業継続を両立させる新ビジネス、生産プロセス導入等について支援</p> <p>※募集締切 第2回:7/7 第3回:9/8 第4回11/10 第5回:1/12 第6回:3/9</p>	<p>対象:小規模事業者等 上限:100万円 補助率:3/4</p>	<p>②持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）コールセンター 03-6731-9325</p>
<p>国</p> <p>生産性革命推進事業 ③IT導入補助金</p>	<p>ITツール導入による業務効率化等を支援</p> <p>※募集締切 2次:7/30</p>	<p>対象:中小企業・小規模事業者等 上限:30～450万円（※テレワーク対応類型は150万円） 補助率:通常枠1/2、低感染リスク型ビジネス枠2/3</p>	<p>③サービス等生産性向上IT導入支援事業事務局 0570-666-424</p>
<p>国</p> <p>エイジフレンドリー補助金</p>	<p>中小企業事業者が、高齢者が安心して安全に働けるよう、職場環境の改善に要した費用(物品の購入・工事の施工)の一部を補助</p> <p>※申請期間:6/11～10/31</p>	<p>上限:100万円 補助率:1/2 ※審査の上、交付決定(要件) ・60歳以上を常時1名以上雇用 ・労働保険に加入 ・中小事業者の業種、労働者数、資本金の条件あり</p>	<p>エイジフレンドリー補助金事務局 平日10時～12時、13時～16時 申請関係:03-6381-7507</p>
<p>市</p> <p>移動販売設備等導入補助金</p>	<p>事業者が移動販売車(キッチンカー等)の導入に際して要した経費の一部について補助金を交付</p> <p>申請期間:6/1～12/28</p>	<p>・移動販売車両の購入 上限100万円(補助率:1/2以内) ・設備の取得、修理・改修に要する経費 上限50万円(補助率:1/2以内)</p>	<p>亀岡市商工観光課 0771-25-5033</p>
<p>市</p> <p>新型コロナウイルス緊急観光対策事業補助金</p>	<p>湯の花温泉を利用した人を対象に、その費用の一部を支援</p>	<p>・京都府民 ・5,000円以上のプラン利用者に対して 宿泊5,000円、日帰り2,500円 ・令和3年7月1日～</p>	<p>亀岡市商工観光課 0771-25-5033</p>